

八尾市生活環境紛争処理条例（昭和54年10月1日八尾市条例第18号）

目次

- 第1章 目的及び定義（第1条・第2条）
- 第2章 生活環境紛争処理委員会（第3条―第6条）
- 第3章 良好な生活環境の確保に係る紛争の処理手続
 - 第1節 通則（第7条―第10条）
 - 第2節 和解の仲介（第11条―第13条）
 - 第3節 調停（第14条―第19条）
- 第4章 委任（第20条）
- 附則

第1章 目的及び定義

（目的）

第1条 この条例は、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）第19条の規定に基づき、市域内における市民の良好な生活環境の確保に係る紛争について、和解の仲介及び調停の制度を設けることにより、その迅速かつ適正な解決を図り、住みよい生活環境の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「良好な生活環境の確保に係る紛争」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる公害その他環境保全に悪い影響を及ぼすことによつて起こる生活環境に係る紛争をいう。

第2章 生活環境紛争処理委員会

（委員会の設置）

第3条 市長は、良好な生活環境の確保に係る紛争の処理にあたらせるため、八尾市生活環境紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の委員）

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 良好な生活環境の確保に係る紛争の処理経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の会議）

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 良好な生活環境の確保に係る紛争の処理手続

第1節 通則

（申請）

第7条 良好な生活環境の確保に係る紛争については、当事者の一方又は双方は、規則の定めるところにより、書面をもつて委員会に対し和解の仲介又は調停の申請をすることができる。

（申請の却下等）

第8条 委員会は、申請に係る事件が当該委員会で処理することが適当でないとは判断するときは、当該申請を却下することができる。ただし、この場合委員会は、申請人に対し適当な紛争の処理機関を教示するものとする。

(代理人)

第9条 当事者は、弁護士又は仲介委員若しくは調停委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 前項の承認は、いつでも取り消すことができる。

(代表者)

第10条 良好な生活環境の確保に係る紛争について、共同の利益を有する当事者が多数であり、かつ、代表者を選定することが適当であると認められるときは、委員会は、当該共同の利益を有する当事者に対し、1人又は3人を超えない代表者を選定させることができる。

第2節 和解の仲介

(仲介委員の指名等)

第11条 委員会による和解の仲介は、仲介委員が行う。

2 前項の仲介委員は、委員会の委員のうちから、事件ごとに会長が指名する。

(仲介委員の任務)

第12条 仲介委員は、当事者双方の主張の争点を確かめ、事件が公正に解決されるよう努めなければならない。

(和解の仲介の打ち切り)

第13条 仲介委員は、申請に係る紛争について、和解の仲介によつて紛争が解決する見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

第3節 調停

(調停委員の指名等)

第14条 委員会による良好な生活環境の確保に係る紛争の調停（以下「調停」という。）は、3人の調停委員からなる調停委員会を設けて行う。

2 前項の調停委員は、委員会の委員のうちから、事件ごとに会長が指名する。

(関係人の陳述等)

第15条 調停委員会は、調停を行うため必要があると認めるときは、事件の関係人若しくは参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

(調停案の受諾の勧告)

第16条 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、30日以上期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

(調停の打ち切り)

第17条 調停委員会は、申請に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 前条第1項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があつたときは、当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

(調停の終結)

第18条 調停委員会は、当事者双方が調停案を受諾したときは、調停を終結させる。

(調停の手続の非公開)

第19条 調停委員会の行う調停の手続は、公開しないものとする。

第4章 委任

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年1月7日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第16号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。